

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに対して、別の患者Bの個人情報が記載された書類（予約票）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、患者ID、予約内容

2 事案の経過

○令和6年10月21日（月）

- ・消化器外科外来において、主治医が患者Bの検査予約を取る際に書類を印刷し、そのままプリンタートレイに放置した。
- ・次に診察した患者Aに交付する書類に、誤ってプリンタートレイに残っていた患者Bの書類を混入して交付した。
- ・診察を終え帰宅した患者Aが、患者Bの書類が混入していることに気づき、センター外来受付に連絡が入った。

○10月22日（火）

- ・主治医は、患者Aあてに連絡し謝罪するとともに、患者Bの書類を回収することを説明した。
- ・主治医は、患者Bあてに経緯を説明し、謝罪した。
- ・事務局職員が、患者A宅を訪問し、患者Bの書類を回収し、適切に廃棄した。

3 誤交付の原因

主治医が患者Bの書類を、印刷後速やかにプリンタートレイから取り出さなかったため。

主治医が患者Aあてに書類を交付する際、書類の氏名を読み上げて確認することを怠ったため。

4 再発防止策

書類を印刷後、速やかに取り出し、プリンタートレイに書類を放置しないこと。また、患者へ書類交付する際、すべての書類の氏名を読み上げて確認することを主治医あて指導した。これら指導内容について、センター内において、周知徹底してまいります。